


 公益社団法人福岡中部法人会

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「改正税法説明会」のご案内 ◆「インボイス制度説明会」のご案内
- ◆「講演会開催のお知らせ」のご案内 ◆「カップリングパーティ」のご案内

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容		
8	23	月	パソコン講座(ワード初級) 1/2回目	10:30 ~ 16:30	於: サンセルコビル
8	24	火	// 2/2回目	10:30 ~ 16:30	於: //
8	25	水	パソコン講座(エクセル初級) 1/2回目	10:30 ~ 16:30	於: サンセルコビル
8	26	木	// 2/2回目	10:30 ~ 16:30	於: //
9	3	金	改正税法説明会	15:00 ~ 16:30	於: 福岡ガーデンパレス

## ●支部の行事

特にありません

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
8	10	火	役員会	11:00 ~ 12:00	於: 事務局会議室
8	10	水	総務委員会	15:00 ~ 16:00	於: 事務局会議室

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
未定			役員会	~	於: 未定
8	22	日	会員の集い 博多座観劇会	12:00 ~	於: 博多座

## (I) 税務カレンダー

8月10日 ●源泉所得税の納付

8月31日 ●6月決算法人の確定申告

●12月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

●個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないで損する税情報

### 人材確保等促進税制と所得拡大促進税制

税理士 堤 一 博

令和3年度税制改正で、賃上げ等税制（「賃上げ・生産性向上のための税制（賃上げ・投資促進税制）」と「所得拡大促進税制」）は、要件等を見直した上で、それぞれ「人材確保等促進税制」と「所得拡大促進税制」へ“衣替え”しました。

従来から、「賃上げ・投資促進税制」は、「中小企業者等及び中小企業者等以外の法人に共通」、「所得拡大促進税制」は、「中小企業者等のみ」に適用するものとされていて、中小企業は、いずれかの制度も適用が可能でしたが、設備投資要件がある等の理由から、「賃上げ・投資促進税制」は、中小企業にとっては、大企業向けのイメージが強く、意外にノーマークではなかったのか、という感じがします。

今回は、この新たに「人材確保等促進税制」と衣替えした内容を、「所得拡大促進税制」と比較しながら説明します。

ところで、いずれの税制の適用を考える場合には、「雇用者給与等支給額」が前年度より増加していることが大前提です。「人材確保等促進税制」では、前年度より単に増加していれば、OKですが、「所得拡大促進税制」では、前年度と比べて1.5%以上増加していることとの入り口での縛りがあります。

「雇用者給与等支給額」とは、損金算入のすべての国内雇用者に対する給与等の支給額ですが、給与等にあてるとめに他の者から支払を受ける金額、例えば、出向負担金などは、この金額を控除します。しかしながら、国または地方公共団体から受ける雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金などは控除しません。

「国内雇用者」とは、法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指し、パート、アルバイト、日雇い労働者を含みますが、使用人兼務役員を含む役員や役員の特殊関係者は含まれません。

「適用対象」は、繰り返しになりますが、「人材確保等促進税制」では、青色申告書を提出する全企業ですが、「所得拡大促進税制」では、中小企業者等（法人でいえば、青色申告書を提出する資本金等が1億円以下の法人、または、資本金等を有しない法人では従業員数が1,000人以下の法人等で、大規模法人等との間に支配関係がある法人や前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は該当しません。）に限ります。

「適用期間」は、いずれも令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に“開始する”事業年度です。

「適用要件」については、通常要件と上乗せ要件とに分けて、説明します。

まずは、通常適用要件ですが、「人材確保等促進税制」では、「新規雇用者給与等支給額」が前年度より2%以上増えていることで、「所得拡大促進税制」では、「雇用者給与等支給額」が前年度と比べて1.5%以上増加していることです。

「新規雇用者給与等支給額」とは、国内新規雇用者のうち雇用保険の一般保険者に対してその雇用した日から1年

【賃上げ等税制のイメージ】

	賃上げ・投資促進税制	所得拡大促進税制
前	企業の規模等は問わない	中小企業者等のみ
↓		
後	人材確保等促進税制 ・設備投資要件の廃止 ・「継続雇用者給与等」基準を「新規雇用者給与等」基準に変更した。	所得拡大促進税制 ・「継続雇用者給与等」基準を「雇用者給与等」基準に変更した。

以内に支給する給与等の支給額をいいます。雇用保険の適用事業に雇用される労働者で、雇用保険法の適用除外となる1週間の所定労働時間が20時間未満であるもの等は除かれます。また、一般保険者であることが要件ですので、高年齢被保険者（65歳以上の被保険者）、短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）、日雇労働被保険者（日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者）も除かれます。

「雇用者給与等支給額」は、前述のとおりです。

「通常適用要件の場合の税額控除額」ですが、「人材確保等促進税制」では、「控除対象新規雇用者給与等支給額」の15%、「所得拡大促進税制」では、「控除対象雇用者給与等支給増加額」の15%を法人税から控除することとなり、いずれも法人税額の20%を限度とします。

「控除対象新規雇用者給与等支給額」とは、適用年度において、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいい、適用要件の「新規雇用者給与等支給額」と異なり、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限定されず、雇用保険法の適用除外者や高年齢非保険者等を含むこと、及び、出向負担金のように他の者から支払いを受ける金額を控除することはもちろんですが、国または地方公共団体から受ける雇用調整助成金等も控除した金額をいいます。さらに、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とするとされています。

「控除対象雇用者給与等支給増加額」とは、適用年度の「雇用者給与等支給額」から前年度の「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいい、「調整雇用者給与等支給額（適用年度の雇用安定助成金等を控除した「雇用者給与等支給額」から前年度の雇用安定助成金等を控除した「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額）」を上限としています。

次に、上乗せ適用要件ですが、「人材確保等促進税制」では、教育訓練費が前年度より20%以上増えていることで、「所得拡大促進税制」では、雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加し、かつ、①「教育訓練費」が前年度と比べて10%以上増加していること、あるいは、②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること、のいずれか（①または②）の要件を満たすことです。

「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用をいい、具体的には、「外部講師謝金」、「外部施設使用料」、「研修委託費」、「外部研修参加費」等が該当します。

「上乗せ適用要件の場合の税額控除額」ですが、「人材確保等促進税制」では、「控除対象新規雇用者給与等支給額」の20%、「所得拡大促進税制」では、「控除対象雇用者給与等支給増加額」の25%を法人税から控除することとなり、いずれも法人税額の20%を限度とします。

ポイントは、いずれの制度でも、「雇用者給与等支給額」が前年度より増加していることが最低条件です。

共通していえることは、適用要件判定時には、休養等の支給額から出向負担金等は控除しますが、雇用安定助成金等は控除しない一方、税額控除限度額の計算時には、出向負担金等や雇用安定助成金等を控除します。

「人材確保等促進税制」では、上記のように、「新規雇用者給与等支給額（適用要件）」と「控除対象新規雇用者給与等支給額（税額控除限度額）」とでは給与等の範囲が異なり、「所得拡大促進税制」では、改正により、従来の「継続雇用者」を抽出する事務負担が軽減され、「雇用者給与等支給額」ベースで適用要件を判定できます。

ここで注意することは、「人材確保等促進税制」と「所得拡大促進税制」を併用することはできないことで、いずれかを選択する必要がありますので、給与等の支給状況を十分に検討し、いずれの制度が適切かを判断してください。

来月号では、今月号に出てきている用語の解説を含めてわかりやすく解説致します。



## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2021	8	23(月)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (ワード初級 1/2回目)	サンセルコビル
			10:30～16:30	本部	パソコン講座 (ワード初級 2/2回目)	〃
		24(火)	11:30～12:10	本部	正副会長会	西鉄グランドホテル
			13:00～14:00	本部	理事会	〃
		25(水)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセル初級 1/2回目)	サンセルコビル
		26(木)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセル初級 2/2回目)	〃
	9	3(金)	15:00～16:30	本部	改正税法説明会	福岡ガーデンパレス
		9(木)	14:00～15:30	本部	インボイス制度説明会(1回目)	福岡ガーデンパレス
		10(金)	9:00～16:00	本部	役員ゴルフ交流会	古賀カントリークラブ
		17(金)	14:00～15:30	本部	インボイス制度説明会(2回目)	福岡ガーデンパレス
		27(月)	15:00～16:30	本部	講演会(二宮清純氏)	ソラリア西鉄ホテル
	10					
	11	9(火)	14:00～15:30	本部	五法人会共催講演会	ソラリア西鉄ホテル
				本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。